## 重要事項確認書

医療的ケア児の保育園等の受入れにおいて重要な事項を記載していますので、必ず1項目ずつ確認のうえ、確認済に☑をし、最後に署名をしてください。

No.	項目	重要事項	確認済
1	医療的ケア	あらかじめ主治医を受診し、保育において医療的ケア児に必要な医療的ケアの内容及び緊急時の対応等を記載した「主治医意見書(様式第2号)」及び「医療的ケア指示書(様式第4号)」を提出する必要があること。 また、実施施設は主治医の緊急時対応等に関しての指導・助言が必要な場合に、実施施設の担当者が保護者の受診に同行等し	
		、主治医との相談を行う場合があること。	
2		実施施設では関係法令及び主治医の指示書等に基づいて医療的 ケア及び緊急時の対応を行うこと。	
3		保育中の医療的ケアに必要となる物品等を実施施設へ提供し、 使用後の物品等については家庭に持ち帰ること。	
4	ならし保育	医療的ケア児が、新しい環境に慣れるとともに医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登園し、保育に参加すること。期間及び保育時間については、実施施設と相談して定める。医療的ケア児の様子や状態によっては、この間の保育時間の短縮や期間が延長・短縮される場合もあること。	
5	体調管理及び保 育の利用中止等	やむを得ない事情により、医療行為を行う看護師が勤務できない場合には、保育の利用ができないことがあること。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合には、保育の利用ができないことがあること。	
6		登園前に健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がい つもと違い、体調が悪い時には、保育を利用しないこと。	
7		発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良の場合や感染症の疑いがある場合は、保護者に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。また、体調不良により、実施施設が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間中の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による医療的ケア児の引き取りをお願いすること。	
8		集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、園内で感染症が発症した場合には、実施施設の判断で保育の利用を控えてもらうときがあること。	
9		実施施設が必要と認めるときは、保護者に対し、児童の主治医等の受診を求める。なお、その際の受診費用は、保護者負担とする。	
10	緊急時及び災害	体調急変等により、実施施設が緊急事態と判断した場合は、救	

	時の対応等	急車の要請並びに保護者及び主治医等に連絡を行う。救急搬送 先にあっては、救急隊が主治医等と協議して医療機関を選定す る。この場合の受診費用等は、保護者の負担となること。	
11		栄養チューブの交換は、保護者の責任の下、自宅や受診時に行うこと。抜けた場合は、保護者及び主治医と事前に対応を協議し、「医療的ケア実施計画書(様式第7号)」に記載の上、それに沿って対応すること。	
12		てんかん等の既往及び疑いがある医療的ケア児の場合は、痙攣 止めの薬剤を用意すること。消費期限等の管理は、保護者等の 責任の下で行うこと。	
13		保護者は、災害発生に備えて、非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器のバッテリーの確保など、主治医と調整しておくこと。	
14	情報の共有等	医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について関係機関で共有すること。	
15		医療的ケア児の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、プライバシーに配慮しながら、必要最低限の個人情報について、他の児童の保護者との間で共有する場合があること。	
16	その他	「医療的ケア児の保育園等受入れガイドライン」に定める事項 のほか、実施施設との間で取り決めた事項を遵守すること。	

## 【重要事項確認書についての署名欄】

重要事項確認書の全ての事項を確認し、了承します。

|--|